

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員及び会員の資格)

第2条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、次の各号に掲げる資格を有する範囲のものとする。

- (1) 住民自治組織
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 社会福祉保健衛生施設及び団体
- (4) ボランティア活動を行う団体
- (5) 社会福祉関係行政機関
- (6) 住民福祉活動奉仕者・代表者
- (7) 学識経験者

3 賛助会員は、協議会の趣旨目的に賛同する個人並びに団体及び法人とする。

(入会の手続き)

第3条 第2条第2項第2号から第5号及び第3項の有資格者で本会の会員になろうとするものは、別紙様式1により、入会申し込みを行うものとする。

(会員の参加協力等)

第4条 会員は、定款第1条の目的を達成するため、協議会の各種事業に参加協力するとともに、協議会の運営について、直接、間接に参画することができる。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 会員である法人、団体及び施設等で解散又は廃止したとき。
- (2) 第2条第2項第2号から第5号及び第3項の会員で別紙様式2により、脱会の申し出があったとき。

(会費等)

第6条 会員の会費の拠出基準及び納期については、別表によるものとする。

2 会費の区分及び金額は、評議員会の議決を経て決定する。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の同意を得て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 会費基準及び納期規定（平成17年11月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

別表

会費の拠出基準及び納期

区分	内 容	会 費 の 基 準
会費	(1) 個人会費	1世帯 500円
	(2) 団体会費 通所福祉施設を運営している 入所福祉施設を運営している	1団体 2,000円
		1法人 2,000円
		1法人 10,000円
(3) 特別会費	個人 1,500円	
納期	毎年8月31日まで	

別紙様式 1

会 員 入 会 申 込 書

年 月 日

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 会長 様

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みいたします。

申込者

会員区分	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員
個人・団体・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 法人
組織名（個人は不用）	
代表者の職、氏名	⑩
住所	〒
電話番号	

※ 賛助会員のみ記入ください。

申し込み会費額	年額	円
---------	----	---

別紙様式 2

会 員 脱 会 届

年 月 日

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 会長 様

名称及び代表者職・氏名

⑩

住所

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会会員を脱会したくお届けいたします。

脱会理由

()